

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月まで

国民年金保険料は、母親が兄や父親の分と一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人は、申立人の両親及び兄と同居し、母親が自身の国民年金保険料と一緒に父親及び申立人の保険料を納付していたとしており、申立人の両親の保険料はすべて納付済みであるとともに、兄の国民年金加入期間である 36 年 4 月から同年 8 月までの保険料も納付済みである上、申立人の 40 年 4 月から 41 年 3 月までに係る保険料も一括して納付していることから、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人に係る社会保険庁の記録により、申立人の母親が昭和 41 年 7 月 1 日に初めて申立人の国民年金保険料を納付していることが確認でき、その時点で、申立期間のうち、39 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を過年度納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は 41 年 4 月ごろに払い出されていることから、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を初めて納付した 41 年 7 月の時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

当時、自営業を営んでいた両親の下で手伝いをしており、成人の記念に父が役場の年金係で加入手続をして、私の国民年金保険料も納付したと父から直接話を聞いた記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親は保険料の未納期間が無いことから、申立人の家族の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、同居していた申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、家族 3 人分の国民年金保険料を漏れなく納付していたと主張しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親の仕事や生活状況に大きな変化は無く、経済的に申立期間の保険料を納付できない事情は見当たらないことから、申立人の父親が申立人の保険料だけを納付しなかったとは考え難く、申立人は、父親から聞いた当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を具体的かつ詳細に記憶しており、その主張に不自然な点は見られない。

さらに、A 町が保管する申立人及び申立人の両親に係る国民年金被保険者名簿に記載された国民年金保険料の納付日は、申立期間後の昭和 46 年 4 月から 47 年 4 月まで、申立人の両親の納付日と一致していることから、申立期間

の保険料についても申立人の両親と一緒に納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は、結婚して A 市に住み始めた 39 年の夏ごろ、夫の実家の B 市に帰省した折に、夫が父親から滞納通知を渡されて納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金保険料の納付に係る申立人の妻の記憶は具体的かつ鮮明であるとともに、申立人の妻は、申立期間を含め国民年金保険料の未納期間が無い。

また、申立人の妻は、申立人の昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が 38 年 7 月に郵便局で滞納保険料として過年度納付されていたことを示す領収書を保有していることから、申立期間の保険料を結婚後の 39 年の夏ごろに B 市の夫の実家で滞納通知を渡されて過年度納付したとする申立人の妻の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 32 年 1 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日を 32 年 1 月 31 日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 31 日から 32 年 1 月 31 日まで
昭和 27 年 12 月 1 日から 32 年 1 月 31 日まで、A 社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する「社保得喪台帳」及び健康保険組合が提出した健康保険組合加入記録により、申立人は A 社において、昭和 27 年 12 月 1 日から 32 年 1 月 30 日まで、在籍したことが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和 31 年 1 月 31 日となっているが、同名簿には昭和 30 年 10 月に続き、申立期間内である翌 31 年 10 月にも標準報酬月額の定時決定が行われたことが記録されており、この定時決定の記録を前提とすると、申立人が同年 1 月 31 日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 32 年 1 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者名簿に係る昭和 30 年 12 月及び 31 年 10 月定時決定の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 9 月に A 社を辞め、直ちに国民年金に加入し、以後継続して国民年金保険料を納付してきた。

しかし、社会保険庁の記録では申立期間が保険料の未納期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 9 月ごろ国民年金の加入手続を行い、その後国民年金保険料を納付し続けたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52 年 3 月に払い出されていることから、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、国民年金に加入した場所及び昭和 51 年 1 月以前の国民年金保険料の納付方法、納付金額に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、昭和 51 年 2 月及び 3 月の国民年金保険料については、申立人の夫の保険料と合わせて町内会役員に持参し納付したと主張しているものの、当該期間の保険料については、過年度保険料として社会保険事務所にしか納付することができないが、申立人は、社会保険事務所に納付した記憶は無いとしており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
昭和 36 年 4 月に家主の奥さんと一緒に役場で国民年金に加入し、38 年 3 月まで毎月末に国民年金保険料 100 円を役場に納付していたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 7 月 11 日に払い出されており、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間と考えられる上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、昭和 36 年 4 月に国民年金と一緒に加入したとする家主の妻の国民年金手帳記号番号も、申立人と同じ 41 年 7 月 11 日に払い出されていることが社会保険事務所の特殊台帳に記録されていることから、申立人の申立内容には不自然な点が見られる。

さらに、申立人は、昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月まで共済組合員であったにもかかわらず、家主の妻の勧めに応じて国民年金に加入したことが推認され、国民年金手帳記号番号が払い出された 41 年 7 月に 3 か月分の国民年金保険料を納付しているものの、共済組合員の期間と重複していることから、後日、国民年金被保険者資格喪失記録が訂正され、その保険料が還付されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年3月までの期間及び44年4月から46年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から44年3月まで
② 昭和44年4月から46年2月まで

申立期間①については、夫の転勤に伴い昭和41年4月にA市からB市に転居し、国民年金の住所変更手続を行った上、国民年金保険料の納付案内があったので家の近所の集金場で納付した。

申立期間②については、夫の海外勤務に同行することになり、昭和44年3月ごろに市の職員に前納を申し出て、昭和44年度及び45年度の2年分の国民年金保険料を上記の集金場で納付した。

昭和47年12月に帰国した後、納付を再開するためにB市役所に照会したところ、納付事実が確認できないとの返事があった。

年金手帳は帰国の際に紛失したが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和41年4月にA市からB市へ転居した際に、国民年金の住所変更手続を行い、引き続き国民年金保険料を納付したとしているが、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、61年8月にC市への住所変更届を行った旨の記載はあるものの、41年4月当時B市への住所変更届を行ったことを示す記載が見当たらないことから、B市へ転居した際には、国民年金の住所変更届を行っていないことが推認される。

また、B市において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられ

る。

申立期間②については、申立人の所持するパスポートによると、申立人は、昭和 44 年 3 月 27 日に出国し、日本に住所を有しなくなったことが確認でき、44 年当時、制度上国民年金の被保険者となることができなかつたものと認められることから、申立人が、44 年 3 月ごろ夫の海外勤務に同行する予定の向こう 2 年間分の国民年金保険料を一括納付したとする申立人の主張には不自然な点が見られる。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
: ② 昭和 32 年 7 月 31 日から 34 年 5 月 1 日

私は、昭和 31 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで継続して A 事業所に勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていないことが分かった。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について A 事業所に勤務していたことは同僚の証言により推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A 事業所は現存しておらず、事業主の連絡先は不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

さらに、申立期間①については、申立人は、見習期間であったと述べており、同僚の証言からも、A 事業所では見習期間の従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立期間②については、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 32 年 7 月 31 日に資格喪失した後、同年 9 月 25 日に健康保険証を返納した記録が確認できる上、同名簿には、申立期間に係る申立人の氏名の記載は無く整理番号の欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 16 日まで
② 昭和 47 年 7 月 20 日から同年 9 月 10 日まで
③ 昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 1 月 9 日まで

私のねんきん特別便の記録にA事業所の厚生年金保険被保険者の記録が無かったので調べてもらったところ、申立期間①、②及び③の脱退手当金をもらっていると言われた。脱退手当金の請求の手続はしておらず、受け取ってもいないのに年金がもらえないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に支給された脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者期間のすべてを対象としているとともに、申立期間②及び③に係る厚生年金被保険者期間は2か月及び1か月と短期間であったため、申立人が関与しなければこれを把握するのは困難であったと考えられ、申立人が申立期間に係る脱退手当金の請求を行ったものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。